

令和3年度第5回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和3年12月22日（水）

立川市福祉保健部保険年金課

令和3年度第5回立川市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年12月22日(水) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所本庁舎 101会議室

出席委員 被保険者代表(5名)
桑原 孝 田尻 隆子 中島 恵美 長谷川 佳代子
山田 廣幸
保険医及び保険薬剤師代表(3名)
五十嵐 弥生 平田 俊吉 嵐 沙誉子
公益代表(4名)
江口 元気 大石 ふみお 若木 早苗 黒川 重夫
被用者保険等保険者代表(1名)
澤口 賢一

出席説明員 保健医療担当部長 吉田 正子
保険年金課長 森田 雅代
健康づくり担当課長 田村 信行
財政課長 佐藤 岳之
保険年金課業務係長 横田 昌彦
保険年金課医療給付係長 仁尾 弘一
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 横小路 優香

次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について
- 2 その他

資 料

【事前送付資料】

- 資料1 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に関する要望
について
- 資料2 国民健康保険料（所得割、均等割、賦課限度額）推移
- 資料3 一人当たり国民健康保険料の推移
- 資料4 国民健康保険料減免額令和2年度、令和3年度実績比較
- 資料5 法定外繰入金額推移
- 資料6 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保
険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の
拡充について
- 資料7 立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和3年度第5回立川市国民健康保険運営協議会

令和3年12月22日

【会長】 これより、令和3年度第5回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任と事務局より資料の確認を行う。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 議題1、「立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について」前回と同様に、事務局より説明を受け、資料等についての質疑応答を行う。次に、事項に対する審議を行う。財政健全化計画の期間の延長について、次に令和4年度の保険料について委員の考えを聞きたいがよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議がないようなので、事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 議題1に係ります資料1から資料5の説明をする。

前回資料について、数値の説明に一部誤りあったので訂正したい。

前回、第4回の資料1、「国民健康保険財政健全化計画期間延長案」と記載されているものについて。こちらの期間延長案の(1)から(7)につきまして、前回、委員より質問された法定外繰入の削減予定額の第2年次、平成31年度と第3年次、令和2年度の数値、1億9,232万5,000円と5,963万6,000円についてだが、ここに記載されている数値を実績額と言ったが、他の年度と同様、削減予定額になる。削減実績額については、今回配布した資料5で説明したい。

では、今回の資料について資料1より説明する。

資料1は、東京都内の市町村から成る東京都市国民健康保険協議会より東京都に提出した要望書である。前回の運営協議会で報告したとおり、令和4年度の国民健康保険料の仮係数に基づく事業費納付金の額は、前年度に比べはるかに大きなものとなった。この件につき、各市町村より都の試算の見直し及び都独自の財政支援を求める声が多く上がり、今回、要望書として東京都に提出することとなった。この要望に対して、本日現在、東京都より回答はまだ来てないが、来年1月に示される確定係数においては何らかの見直しがされるものと考えている。

次に、資料2。国民健康保険料の所得割、均等割、賦課限度額ごとの平成20年度から令和3年度までの推移である。前回の資料2においても、保険料（税）の沿革として推移を示したが、今回は過去からの経過をより見やすくするため区分を整理し、項目ごとにグラフ化した。平成20年度から令和3年度までの13年間で、所得割は3.29%、均等割は2万200円、賦課限度額は28万円の上昇となっており、これを1年当たりで換算すると、所得割は0.25%、均等割は1,554円、賦課限度額は2万1,538円の上昇となっている。また、令和2年度と令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成31年度水準に保険料の据置きをしている。

次に資料3。一人当たりの国民健康保険料の推移である。一人当たりの平均保険料は、平成18年度の7万5,500円から令和2年度の10万488円まで14年間で2万4,988円の上昇となり、1年当たりの換算だと1,785円の上昇となる。前回の議論の中で、財政健全化に基づく保険料の引上げに関して、過去最大でどのくらいの上げ幅であったかの質問があったが、今回、こちらの資料にて回答したい。この14年間で最も大きな引上げ幅であったのは平成26年度の7,721円であったが、近年はおおむね2,600円から3,600円ぐらいの上昇幅となり、また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による減免があったため、逆に前年に比べ2,554円の減となった。

次に資料4。国民健康保険料減免額の令和2年度と令和3年度の実績比較である。新型コロナウイルス感染症の影響による減免の令和3年度の件数は、11月末現在で287件、金額は約4,398万円となっているが、保険料の当初の納入通知書は7月に発送するので、こちらは7月から11月までの5か月間での実績となる。また、非自発的失業者の減免は、同様に11月末現在で226件、金額は約2,672万円である。

次に資料5。法定外繰入金の平成18年度から令和3年度までの推移である。令和2年度までは決算値だが、令和3年度は予算値である。金額は、平成23年度の23億7,16

3万円をピークに徐々に減少し、令和2年度の決算額では5億8,101万円と4分の1以下に減少している。また、歳入合計に占める法定外繰入金の比率については、最も高かった平成22年度の13.5%から令和2年度では3.5%と10%減少している。

冒頭、案内した法定外繰入金の削減実績額については、前年度の繰入金額から当年度の繰入金額を差し引く形になるので、平成31年度の実績額としては、約1億6,300万円の削減、また、令和2年度の実績としては、逆に約1億2,000万円の繰入金の増という結果になっている。

また、今回諮問している財政健全化計画の削減目標額だが、こちらは、令和2年度の法定外繰入金の決算額である5億8,101万1,760円を基にしている。

【会長】 ただいまの説明について、何か質問はあるか。

【A委員】 1つは減免について聞きたい。減免申請が、令和3年度が287件で7月からという説明があった。今でも個人事業主の方などが、これまで事業の継続に一生懸命やりくりしていて、国保に減免というのがあるのを知っているかと聞くと、知らなかったと言って慌てて申請をするみたいなことがあり、結構減免申請に結びついてない方がいる。こちらから聞いて、気づかれる方が多くて、周知の仕方をもう少し分かりやすくしたほうがいいのでは。現在の申請状況の進捗やどのようにお考えかという点を聞きたい。

国民健康保険料について、東京都に要望を出したという説明があったが、構造的な問題がこれまでずっと指摘をされてきて、このコロナで大変な局面になって、市としても考えているだろうが、構造的な問題についてどのように考えているのか、また、このコロナ禍での認識について改めて見解を伺いたい。

それから、これまでの26市の平均の金額というのはどのようになっているのか。

【会長】 まず1点目、減免について、周知についてはどうしているのか。

【賦課係長】 コロナの減免の周知に関しては、ホームページ、広報は当然のこと、各納入通知書、皆様宛ての文書と一緒に減免についての説明を記載したチラシ（A3、1枚）を送付している。また、1月10日号か25日号にもう一度広報に掲載する。

数としては、具体的な数字は示せないが、減免の制度が令和3年度が令和2年度と比べ

て収入が減少した方という形になるので、もう既に令和2年度で収入が減ってしまった人は去年申請済みで、さらにとると、やはりそこまではいないと考えている。また、どちらかといえば、令和2年度は何とかなったけど、令和3年度に収入が落ちてしまったという人が多いように感じている。

【会長】 2点目、国、都が保険料の引上げを求めているというのが国保の保険料の構造的な問題について市はどのように認識されているか。

【保険年金課長】 昔から言われていることだが、構造的な問題があることは重々承知していて、このままでは立ち行かなくなってしまうことは認識している。なので、市長会等いろんな機会を通じて、事あるごとに問題提起はしている。

次に、他市の状況だが、今、細かい数字は持ち合わせてはいない。令和2年、令和3年ともに値上げしている市も3つ、4つ、5つあるし、令和2年、令和3年、立川市のように値上げしてない市も7つ、8つある。ただ、コロナ禍であることはどこも承知はしているが、市内の状況を見ながら、値上げなり値上げをしない、このままの水準でいくと決めているところだと思う。立川市も運営協議会の答申を得て、保険料、令和2年も令和3年も決めさせていただき、令和2年度の計算でいくと、3番目ぐらいの高さになっているという話で、皆様にいろいろお考えいただいた結果がここに出ているのではないか。

【会長】 他に質問はないようなので、資料等についての質問は以上とし、これから各委員より意見をいただきたい。

まず、財政健全化計画の期間の延長についてだが、前回の議論の中で、新型コロナウイルス感染者の来年度以降の影響は現段階ではまだ分からないため、今回は削減目標額の変更だけにとどめ、期間の延長については来年また改めて検討するということではどうかとの意見であったが、いかがか。

【B委員】 期間を決めなくてはいけないということであれば、ある程度期間を決めないといけないのだが、行政のほうで期間を決めなくていいということになれば、前回から話があったとおり、今のコロナの状況を考えると、やはりどういう展開するか分からない状況なので、繰延べできるのであれば、来年度決めるという形にしたほうが一番分かりや

すく、現状を捉えていると思う。現状を捉えて行動するのであれば、決めないほうがいいと思う。

【会長】 期間の延長については決めないという意見が大勢を占めていると思うが、それとは異なる意見の方はいるか。

それでは、この財政健全化計画の期間と削減目標額については、前回の資料より令和2年度の法定外繰入の決算額5億8,000万円、それを目標額に定めると。ただ、期間については、もうしばらくコロナ等の状況を見極めた上で来年以降判断する、また、この場で審議したいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 令和4年度の保険料について意見はあるか。

【A委員】 来年度の保険料についてだが、今までも加入者の状況について非常に厳しい状況であることを指摘してきた。減免申請についても、また新たに減免に至ったという方も多く、加入者の状況がかなり深刻な状況である。更に、国民健康保険については構造的な問題もあり、加入者が負担を強いられてきた。このコロナ禍で一層大変な状況になっている中で、値上げはすべきではない。

それで、議会でも議論があったが、令和2年度の立川市の実質収支率、これは26市中第1位で、他市の平均は5.5%という答弁だった。そういう状況であれば、他市の平均に合わせるよう値下げに踏み切るべき。

【C委員】 前回の会議と今回の会議において、新型コロナ禍において経済状況が厳しく、保険料の値上げは控えるべきとの意見が大勢と見受けられたが、私は「本当にそれでいいのか」と強く問いたい。現下の経済情勢が厳しいことは十分認識しているが、世界に冠たる我が国の健康保険制度は長年赤字が続き、制度の根幹を揺るがせようとしている。これを改善するため、財政健全化計画を立て、立ち直らせるべく着実に推進すべきことだが、現下の厳しい経済状況から、このところ、連続して保険料を据え置いている。状況が状況であるから仕方がない、不足額は法定外繰入金で賄うのはやむを得ないと言われるかも

しれないが、このままでは今後、何らかの事態が発生すれば、また保険料を据え置き、場合によっては引下げとの意見がでるおそれがある。今のこれだけこしらえた赤字を孫子の代へそのまま引き継がせるのは、後世から見れば、あとは野となれ山となれのような無責任極まりない対応に見えるし、そうした答申をしたこの協議会委員の責任と見識が厳しく問われる。このような負の遺産が少しでも軽減されるよう、今生きている我々は、負担すべきものは今の時代に負担すべきだと腹をくくる必要がある。

私は妻と2人の年金暮らしで、決して生活にゆとりがあるわけではなく、チラシを見て、10円でも20円でも安ければ、多少遠くても、その店へ自転車で買いに行く生活をしている。急な大幅な値上げは論外だが、せめてケースⅣ程度の値上げは容認し、財政健全化の足がかりにすべきではと強く思う。できないと言い訳ばかりして、喫緊の課題であるはずの財政健全化計画の旗印をあえて棚上げにして、また先延ばしする。本当にこれでいいのか。

【D委員】 今年に関しては非常時と言っていい状況が続いていると思う。さらに、国民健康保険は自営業の方、他の保険に入れないような方々が中心となっている保険なので、そういった方々が一番苦しい状況にあるという状況を考えると、この1年は前年同様、通常の年ではないという位置づけにせざるを得ない。もちろん財政健全化を諦めたわけではないので、1年、もう一度様子を見ようということ。今年に関しては値上げをすべきでない。

【会長】 次回、答申をまとめたかったので全委員の意見をもらいたい。

【E委員】 前回の資料のケースⅠからケースⅣまで、ケースⅣで見ると、全体として11.05%の値上げという案だが、やはり新型コロナウイルスの影響により、令和3年度、自営業の方、苦しい方が多いと思うので、個人的には今年度に関しては現行料率のままの値上げはなしというのを希望したい。

【F委員】 やはり健全化というのはしていかななくてはいけないという気持ちは、私もかなり強い。コロナに関しては、この先どうなるかというのは本当に何にも分からないが、この先10年、20年かかるとも思ってない。今までなかったワクチンができて、これか

らは飲むお薬ができてくるのではないかというようなことが出てきて、今、ちょっと先が見えてきたかなという状況だと思うので、今年に関しては値上げをしないで様子を見てもいいのではないかな。また来年、もう一度状況を見て考えるべき。

【G委員】 当面見送るという意見は反対。目標をしっかりと定めて、据え置くなれば据え置くという考え方でいきたい。というのは、財政健全化計画がまず原則にあって、必ず法定外繰入金を少しずつ削減するという原則は曲げないでいただきたい。その上で、先ほど延長案も、来年度、もう一度審議するということを鑑みて、今年度に限っては据え置くという意見にしたい。ただ、ずるずるとまた次延長する、次延長することは絶対すべきでない。

【H委員】 その前に、1点、数字の確認だけしたい。今議論になっている令和4年度の保険料をどうするかという議題については、令和4年度の保険料率が今の保険財政状況の中でどのぐらいの率になるかというのがある程度見えて、それに対しての判断があるだろうと思うが、それは前回いただいた資料3の全体でケースⅠからⅣがあって、この資料を見て率というのは考えればいいのか。

【業務係長】 前回、こちらで示したケースⅣだが、こちらは通常だと、都の事業費納付金を支払うために必要な金額を加味した金額なので、事務局案として委員の皆様にご諮るべき金額がケースⅣだったということ。これは例年一緒だが、その上で今回については、昨年と同様、コロナ禍というところの特殊要因があるので、そこを踏まえて委員に、まず引き上げるべきか据え置くべきなのかというところで意見をもらっているところ。

【H委員】 そのとき、最初の計画期間に対する基本的考え方とクロスしていて分からないまま、例えば、目標額だけ定めて、計画年次は分からないか未定ということは、今いただいている資料のケースⅣというのは、令和4年度においてケースⅢベースで伸び率等を勘案した後、プラス法定外繰入を一定期間の中で削減努力をするためにプラスしたもの。先ほどの計画の目標は定めて、計画年次は空白というか、定めないとすると、ケースⅣの考え方だが、具体的にはケースⅢより前になるのか。保険料を見るときに。目標額だけ定めて計画年度が未定だけど、このケースⅣというのは、頂いた資料は、今後の法定外繰入

額を削減することを念頭に置いて作った資料がケースⅣだとすると、先ほどの目標額を定めているけど計画年次が未定というのと、ケースⅣという、算出したときの11.05%の関係が分からなくて、保険料率を令和4年度どうするのかというのは、この表で言えばケースⅢより上なのかどうか、わからない。

【業務係長】 まず、財政健全化計画について、期限は未定ではなく、昨年の運営協議会で期間を2年間延長している。資料1の(2)のところが変更した計画期間ということで記載しているので、現行、立川市の財政健全化計画については令和7年度が最終期限である。今回、皆様に諮っている内容については、4億1,900万円という金額であるが、これが保険料の未納分も含めて算定するよということ国で指導があり、それを5億8,101万2,000円に変えるということをまず諮った上で、期間の延長についてどうするかということ諮った、その期間については、コロナ禍ということがあるので、期間の延長についてはいましばらく待ったほうがいいのではないかという意見をいただいているところである

それで、財政健全化計画を進める上で、ケースⅣにおいて単年当たり4億1,800万円の金額を目標額として定めているが、この保険料をもし実行することができるのであれば、この金額については十分賄える金額になっている。

【H委員】 実際は5億8,100万が目標値になると、ケースⅣの11.05%でも、5億8,100万ベースに上がってないという意味か。

【会長】 その通り。あくまで昨年審議し定めた令和2年度答申時の財政健全化計画に基づいて令和4年度の保険料を算定すると、ケースⅣの数字、保険料であれば現行計画を満足できるということで、財政健全化計画、目標額が変更になった。あとは、様々な状況の変更がある。先ほどの話と今回の話は、そういった意味では時点の違いがあるということとで理解いただきたい。

【H委員】 完全には理解してはいないが、少なくとも令和4年度の保険料そのものの考え方といえば、もともと国民健康保険制度内の問題というのは制度内で解決すべきだ。当然のことだが、制度の中を越えた制度の外にある事柄で起因したことの対応について、

別途制度の中で全部吸収するのはいかがかなと思う。そういう意味で、一般財源からの補填を受けているのは重々認識しつつ、今後のコロナの影響が全く見えてない状況の中で、令和4年度の保険料について、この水準の範囲内、近くの中で保険料を改定することについてはためらいがあるなというのが意見。

【I委員】 今、コロナの第6波が来るかどうか分からない状況なので、なかなか保険料を値上げするというのは難しいかなとは思いますが、それでも少しでも財政健全化のためには、例えば10分の1でもいいので、少しの値上げは必要かなと思う。

あと、期間については、やはり現在の状況が見えないので、いつというはっきりした区切りはつけられないが、ずっとこの状況がまだまだ先という形での引き延ばしは無理だと思うので、ある程度、半年あるいは1年というような期限は持たせたほうがいい。

【J委員】 非常事態だから現状維持でよろしいのではないかな。皆の意見で先が分からないという話が結構出ているが、医学的に見れば、いずれインフルエンザの感染症と同じように、コロナの感染症も5類に落ちると思う。5類に落ちたときが何かの期限というか、きっかけになる可能性があるかもしれない。

【K委員】 コロナの状況の中、緊急事態なので、D委員の意見に賛同したい。その中で、やはり財政的に厳しいことも理解しているので、以前も話があったが、やはりジェネリック薬品を使うことによって医療費の中の薬剤費が半分以下に抑えられるので、このことで健康保険組合の支出を抑えることができ、今後の円滑な運営につながっていくと考えられる。薬局としては、今後、今までと同様に安全なジェネリック薬品を精査しながら、ジェネリック薬品の使用推進に努めたい。

【B委員】 多くの方から、「マスクいつ取れるんでしょうね」という相談を受けるが、まだまだ我慢しなくちゃいけないという話を私はさせていただいている。そして、行政もコロナに対する支援、第6弾も今年も出しているという状況も踏まえると、やはり災害なので、今の時期は保険料率も上げるべきではない。皆、我慢している状況なので、現状を踏まえるならば前年同様の利率にするべき。

【L委員】 財政健全化計画を今は延ばしたということで、それで皆の答申に対する合意は得られているから、そこは曲げる必要はない。今の時点で判断しないというのは、今の計画をそのまま維持するべきだと思っていて、来年の時点でさらに感染状況が悪化して、経済状況が悪化して、とてもじゃないが保険料を上げる状況にないことが明らかにあるとすれば、その時点で考えるべきだろう。ただ、かかる医療費は変わらない。国民健康保険の保険料で賄えないとすると、どこからか持ってくる。先ほどのように、「法定外」という言葉を使っているが、この法定外で出されるお金というのは、皆さん市民からいただいた市民税の財源になる。国民健康保険に入っている方は得をするかもしれないが、結局、誰かがその部分を負担しなければならないのだから、自分たちが使ったものをほかの人に負担させるということを認識した上で、この財政の話はしなければならない。

我々被用者保険というのは、今は総収入の10%の保険料を支出するわけだが、例えば、これが足りない、来年の予算をつくったときに、とてもじゃないけれども払えないといったときに、我々、どこからかお金をもらえるわけではない。足りなければ自分たちの保険料を上げて足りない分を賄うので、可能であれば、計画を立てたのであれば、計画どおりに事を運ばないと、誰かのところにしわ寄せが行って、ほかの人たちに負担をかける。今は昨年の方針の部分で私はそれ以上のことは言うまいとは思っている。でも、それをさらに甘い汁を吸おうというのであれば、かかる医療費については保険料で賄うべきという言葉以外、発するつもりはない。

【会長】 皆から意見をいただいた。全体としては、おおむね意見の集約はできたと思うが、その方向で整理してもよろしいか。

(「はい」の声あり)

【会長】 したがって、次回の1月17日は、本文及び本日を含めた議論の経緯などをまとめた答申案を用意する。それを基に最終協議・確認を皆にしてもらう。

事務局から「その他」として何かあるか。

【業務係長】 資料6について説明したい。資料6は、11月26日付で厚生労働省より各都道府県に出された「新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免」の国の

財政支援の拡充についての事務連絡である。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免については、令和2年度は減免した金額の全額について国の財政支援があったが、令和3年度については、当初、減免の実績額に応じて支援割合が定められており、市の負担が発生する予定だった。しかし、このたび、国の令和3年度補正予算が可決されたことにより全額支援となった。

【保険年金課長】 続いて、資料7。本年12月議会に議案提出して、承認された国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明したい。

今回の条例改正は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施要綱の一部改正及び民法の一部を改正する法律の公布、全世代対応型の社会保障制度を構築するため健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い実施するものの3つである。立川市国民健康保険条例の改正内容は、1つ目は、第5条、出産育児一時金。本日机上配付した資料において、産科医療保障制度の内容や、不幸にして、出産のときに事故で重度脳性麻痺になったとき、こういった支払いや安心して出産できるようにしてあるということが記載されている。

もう一つの資料は国から今回の改正に関する内容で、当該制度の掛金が1万6,000円から4,000円引き下げられて1万2,000円になる。それに伴って、一時金の総額は41万6,000円となってしまうが、少子化対策としての重要性に鑑みて、出産育児一時金等の支払い総額については42万円を維持すべきとされたことを踏まえて、現行の出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に改正して、42万円を維持するもの。

次に、第7条、結核・精神医療給付金の支払い対象者区分。ここで、民法における成人年齢が20歳から18歳に改正されることに伴って、現行20歳とあるところを「18歳以上の被保険者 当該被保険者、18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」と改正するもの。

そして最後、低所得者の保険料の減額第23条。未就学児の被保険者均等割額の減額を23条2として規定するもの。国民健康保険法の改正によって未就学児の均等割保険料軽減措置が講じられて、令和4年4月より均等割額の減額が導入される。軽減割合は5割となっている。そのため、所得が少ない世帯に対して均等割保険料を軽減する法定軽減世帯に対しては、軽減後の均等割保険料を5割軽減するという形になる。そのため、7割軽減

世帯の未就学児は8.5割軽減、5割軽減世帯の未就学児は7.5割軽減、2割軽減世帯の未就学児は6割軽減となる。

【会長】 質問や意見はあるか。それでは、次回の予定について。

【保険年金課長】 第6回は令和4年1月17日月曜日1時半から、場所は101会議室で開催を予定している。

【会長】 本日予定された議題は以上なので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —